

令和7年度香美市提案型市民主役事業補助金 募集要領

香美市では、市長が定める今年のテーマについて、「市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する」様々な事業を応援します。

○テーマ1 「あんぱん」※NHKの連続テレビ小説「あんぱん」を契機に盛り上がる事業

○テーマ2 「探究のまち」

○テーマ3 「防災」

○募集期間 令和7年3月3日（月）9時00分 から

令和7年4月30日（水）17時00分 必着

○補助金額 チャレンジコース 予算額 200万円

補助率 100%（総事業費 10万円以上） 20万円上限

にぎわいコース 予算額 100万円

補助率 80%（総事業費 50万円以上） 100万円上限

※補助率・・・補助対象経費に対する割合

1 団体要件

香美市提案型市民主役事業補助金交付要綱（以下要綱という。）第2条のとおり。

2 事業要件

要綱第3条のとおり。

3 補助区分（要綱第5条関係）

	チャレンジコース(予算総額200万円)	にぎわいコース(予算総額100万円)
募集事業	比較的小規模の公益的事業に取組み、総事業費が10万円以上の事業（但し、事業収入を得る場合は対象外。） ※過去、本補助金で採択された事業も可ですが、審査基準で新規性の加点がありません。	香美市を元氣にする、総事業費50万円以上の事業 ※過去、本補助金で採択された事業で無い事。
補助率	10分の10	5分の4 ※但し、事業収入があった場合、当該事業収入の一部を市に納付すること。（「収益納付の考え方」参照。※）
補助上限	20万円	100万円
審査方法	申請書類 公開プレゼンテーション	

※にぎわいコース収益納付の考え方（例）

総事業費1,250,000円（税込）補助金額1,000,000円 自己負担額250,000円場合で、事業収入500,000円を得た場合の収益納付額の計算式は次のとおりとなります。

$$(\text{事業収入}500,000\text{円} - \text{自己負担額}250,000\text{円}) \times 80\% \text{ (補助率)} = 200,000\text{円}$$
となり、200,000円を納付していただきます。※補助金額を上限とします。

☆申請から補助金交付、実績報告までの流れについて

○募集期間

令和7年3月3日（月）9時00分～令和7年4月30日（水）17時00分まで

申請書類一式を提出してください。

※要綱第6条のとおり。

○審査会開催（公開プレゼンテーション）

令和7年5月27日（火）9時30分～

香美市役所3階会議室

公開プレゼンテーション

(1 団体 プレゼンテーション10分程度・質疑15分程度)

○審査方法

提案の採否は、要綱第7条第2項に定める市職員・外部委員（市民代表）を含めた審査委員会が、審査基準に基づき審査し決定します。

○審査結果通知

基準点をクリアした事業は、点数により順位付けします。上位から順番に予算の範囲内で交付決定通知いたします。上位から交付決定し、予算の都合上、申請額の満額交付決定出来ない場合は、予算残額分を交付決定いたします。基準点に達しているが、下位順位で予算が無くなった場合は、補助金不交付決定となります。次点扱いとなりまして上位交付決定団体から、辞退等があった場合には、繰り上げし改めて交付決定いたします。

基準点未満の事業につきましては、補助金不交付決定通知をいたします。

※交付決定された団体は市広報誌および市の公式ホームページで公表します。

なお、審査結果も公表します。

※審査基準参照。

○実績報告書の提出（事業完了後すみやかに）

事業完了後30日以内、または令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。※香美市提案型市民主役事業補助金交付要綱第11条のとおり。

☆提出書類について

各様式は、香美市役所定住推進課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。「香美市提案型市民主役事業補助金で検索」

☆補助対象経費について

1 補助対象経費の一覧

補助金の交付対象となる経費は、事業に必要な経費のうち、次表のとおりです。

科 目	対象経費の例	対象とならない経費の例
賃 金	事業実施のために雇ったアルバイト等の賃金	申請団体および団体構成員に対し支払う経費
報 償 費	申請団体会員以外への謝礼（講師、司会者、出演者、専門家等）	申請団体および団体構成員に対し支払う経費：儀礼に係る経費（手土産、花束等）
需 用 費	消耗品等の購入費 チラシ・ポスター等の作成費や印刷費 ※イベント等の弁当・茶代は可とする	私物と区別できないもの 飲食費 (イベント等の弁当・茶代以外のもの)
役 務 費	各種案内やチラシ配布の通信運搬に係る経費・イベント時の保険料等	団体の電話代、インターネット接続料等、団体の年間活動に対する保険
委 託 料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用	
使 用 料	機器類の賃借料	
賃 借 料	イベントなどの会場等の使用料	
そ の 他	事業のために必要な経費で、審査委員会が必要かつ適切と認めたもの ※補助対象経費となるかについては、個別に経費の内容を審査します。	備品購入（事業実施上、購入がやむを得ないと認められる場合、1品2万円以下を可とする） 領収書等により、事業実施団体が支払ったことが確認できない経費

☆注意事項

- ・ 本要領は令和7年度当初予算の成立を前提にしています。予算が成立しない場合、本事業は執行されませんので、あらかじめご了承ください。（予算が成立しない場合は申請者に対して別途その旨通知します）
- ・ 交付決定日以後に事業着手（広報・参加者募集・物品の発注等）してください。
決定日前に着手された経費については、本補助金の交付対象外となります。
- ・ 事業実施に直接かかわらない、団体の経常的な運営に係る経費は対象となりません。
- ・ 上記の補助対象経費となるか、慎重に確認して支出してください。
ご不明な点は、香美市定住推進課まちづくり班までお問い合わせください。
- ・ 広報物作成やSNSでの発信、事業実施に際してはNHK、やなせたかし記念館、フ

レベル館等の知的財産権を侵害しないよう、留意をお願いします。画像や名称等を使用してよいかどうか等の問い合わせについては、必ず香美市役所企画財政課・やなせたかし先生顕彰事業推進室（53-3114）にご連絡をお願いします。（直接上記権利者に問い合わせを行わないようにしてください）

・事業収入を得る場合、事業収入によってすべての事業費が賄える場合、補助金を交付することはできません。ただし、総事業費に事業収入を充てたうえで、なお、補助対象経費が残る場合、その額が補助金額（ただし限度額の範囲において）となります。

☆補助対象経費について

【広報】「令和7年度香美市提案型市民主役事業補助金」は、ふるさと納税の積立金を原資としていますので、補助金交付事業を実施するときは、チラシ等に「令和7年度香美市まちづくり応援基金活用事業」と表示するなどの広報をお願いします。

【事業変更】交付決定後、比較的軽微な事業計画および予算の変更であっても必ず事前に事務局へ相談してください。

許可無く事業内容を変更された場合には、補助金の返還を求める場合があります。

☆審査方法

- ・公開プレゼンテーションにより行います。
- ・審査は、香美市提案型市民主役事業補助金審査委員会が行い、審査意見に基づき市が補助対象事業および補助金額を決定します。

○審査委員(8名)　・・・まちづくり委員会4名(住民代表)・副市長

企画財政課長・香北支所長・物部支所長

No	項目	チャレンジ	にぎわい
1	公益性 ・市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する事業か	30	30
2	計画性・効率性 ・事業に計画性があり、スケジュールに無理がないか ・経費の配分が効率的であり、資金計画に確実性があるか	20	20
3	新規性 ・過去に、本補助金で採択されていない事業かどうか。 ・今まで類似するものもなく独創性、新規性の高い事業であるか。	20	—
4	継続性 ・団体が事業実施に意欲的で、今後継続的に進められる事業であるか。・企画内容が単発的、一時的でないか。	20	15
5	発展性 ・市の活性・市民の連携を広げることができる事業か。 ・今後も補助金がなくても、実施出来そうか。	—	20
6	先進性 ・市長が定めるテーマで、自由な発想と視点が生かされているか。 ・創意に溢れ、まちづくりに新たな方向性を示すような効果があるか	10	15

○審査基準点について

採点審査委員の平均が50点未満の場合は、不可とする。

審査員の一人でも各項目（新規性除く）で0点を付けた場合は、不可とする。

各項目で審査員平均点が基準点（配点の30%未満）になった場合は、不可とする。

○問合せ先・申請書提出先

〒780-8501

香美市土佐山田町宝町1-2-1

香美市役所定住推進課まちづくり班

TEL0887-53-1061